

# はじめに



本市は、平成29(2017)年3月に「第2次長門市総合計画」を策定し、10年間を計画期間として、市の目指すべき将来像『ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門』の実現を目指して、各種施策に取り組んでまいりました。

総合計画前期基本計画の5年間が終了するにあたり、このたび令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定したところです。

前期基本計画の5年間では、7つの基本目標と「さんぎょう・こよう」「ひとづくり」「いじゅう・ていじゅう」の3つの施策を循環させる重点施策『やさしさいくる』を設定し、産業・雇用の活性化を図り、若者を呼びこみ、市民が健幸で生き活きと住み続けられるまちづくりを進めてまいりました。

しかし、この間においても人口減少、少子高齢化の波は止まらず、地域や産業の担い手不足や経済の低迷などの課題が山積しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民生活や社会経済活動に大きな影響を受けています。

後期基本計画では、本市の喫緊の課題であり、危機的な状況である人口減少や少子化を抑制し、子育て世代に選ばれるまちの創出を図るため、これまでの3つの重点施策「さんぎょう・こよう」「ひとづくり」「いじゅう・ていじゅう」に、新たに「しゅっさん・こそだて」を加え、この4つの重点施策を『やさしさいくる』として連携させることで、「住みたい」「住み続けたい」まちの実現に向けて、より一層の取組を進めてまいります。

つきましては、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただいた総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、アンケートにご協力いただいた市民、関係者の皆さまに対しまして、こころから厚くお礼申し上げます。

令和4(2022)年3月

長門市長 江原 達也

# 目 次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 第1部 序 論.....                          | 1   |
| 第1章 後期基本計画策定の背景と目的.....               | 2   |
| 第2章 総合計画の構成と期間.....                   | 3   |
| 第3章 第2次長門市総合計画の基本構想の概要.....           | 4   |
| 第4章 長門市を取り巻く潮流と課題.....                | 8   |
| 第2部 後期基本計画.....                       | 35  |
| 重点施策.....                             | 36  |
| 施策の体系.....                            | 44  |
| 基本目標1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち.....           | 45  |
| 基本方針1 健康づくりの推進.....                   | 46  |
| 基本方針2 高齢者福祉の充実.....                   | 52  |
| 基本方針3 障害者福祉の充実.....                   | 54  |
| 基本方針4 児童福祉の充実.....                    | 58  |
| 基本方針5 地域福祉の充実.....                    | 62  |
| 基本目標2 安全で安心して住めるまち.....               | 67  |
| 基本方針1 防災体制の強化.....                    | 68  |
| 基本方針2 交通安全・防犯対策の強化.....               | 72  |
| 基本目標3 自然と共生し、快適なまち.....               | 77  |
| 基本方針1 循環型社会の形成.....                   | 78  |
| 基本方針2 景観の形成・景観づくりの推進.....             | 84  |
| 基本方針3 住環境の整備.....                     | 88  |
| 基本方針4 都市機能の充実.....                    | 96  |
| 基本方針5 地域公共交通の再構築.....                 | 100 |
| 基本目標4 地場産業が活躍する、活力あるまち.....           | 105 |
| 基本方針1 産業・雇用の振興.....                   | 106 |
| 基本方針2 経済効果を実感できる観光振興.....             | 118 |
| 基本目標5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち.....         | 125 |
| 基本方針1 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備..... | 126 |
| 基本方針2 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成.....    | 132 |
| 基本方針3 生涯学習の理念に基づく取組の推進.....           | 138 |
| 基本目標6 支えあい、地域を担う協働のまち.....            | 145 |
| 基本方針1 地域で担うまちづくりの推進.....              | 146 |
| 基本方針2 まちづくり参加の促進.....                 | 154 |
| 基本目標7 効率的で効果的な行財政運営.....              | 161 |
| 基本方針1 連携による行政サービスの強化.....             | 162 |
| 基本方針2 健全な行財政運営の推進.....                | 166 |
| 参考資料.....                             | 169 |

第1部

---

# 序論

## 後期基本計画策定の 背景と目的

本市では、平成29(2017)年3月に「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」をまちの将来像とする「第2次長門市総合計画」を策定し、美しい自然や豊かな食、先人から受け継いだ歴史・文化・伝統、温泉などの観光資源と、それらの魅力の基となる「ひと」の「やさしさ」といった長門ならではの誇るべき地域の宝を活かしながら、成長していくまちづくりを計画的・総合的に展開してきました。

「第2次長門市総合計画」では、これから目指していくまちの将来像やまちづくりの基本目標などを基本構想に描き、計画期間の10年を前期と後期の5カ年に分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。

このたび、前期基本計画が令和3(2021)年度で終了することから、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第2次長門市総合計画後期基本計画」(以下「後期基本計画」という。)を策定するものです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果等を検証し、その結果や社会情勢の変化を踏まえながら、基本構想で掲げた将来像を目指したまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとし、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、さまざまな主体が協働しながら、幅広い視点を持った取組を進めるための指針とします。

あわせて、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」の実現に向け、本市においてもその取組を推進するものとしします。

## 総合計画の構成と期間

### 1 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像や、将来像を実現するための基本的な理念、施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間となっています。

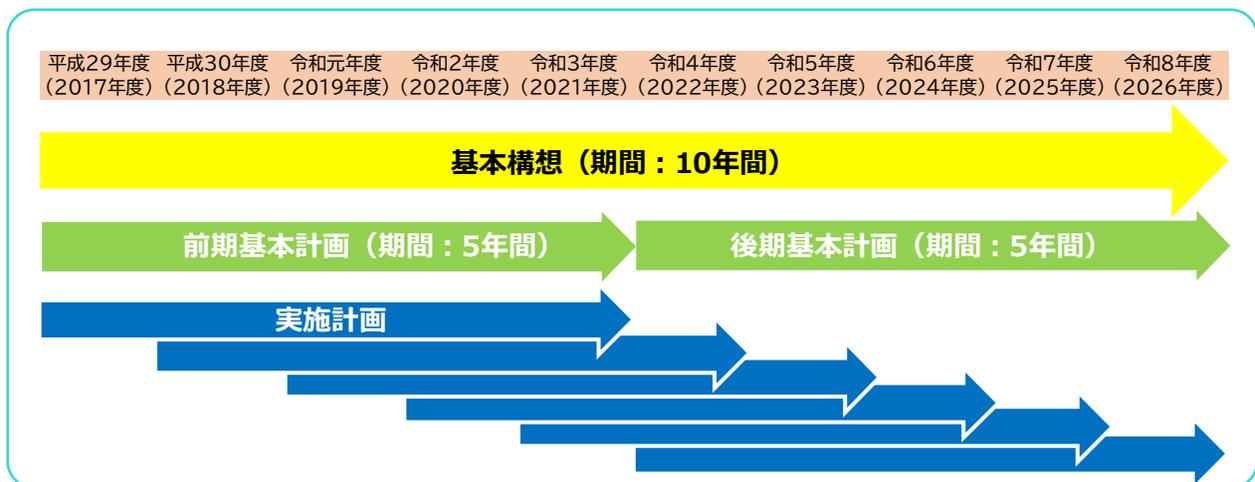
### 2 基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来像や目標を実現するため、施策の大綱に従い、具体的な施策の目的や方針、施策の内容などを明らかにするものです。

社会情勢や本市の状況等に対応するため、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までを示す「前期基本計画」と令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までを示す「後期基本計画」に分けて策定するものです。

### 3 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を効率的かつ効果的に実施し、目標を達成していくために、財政と整合を図りつつ、必要な主要事業等の実施時期などを具体的に示すものです。施策・事業の優先度や財政状況に対応していくため、3年間の計画を1年ごとに見直すことで総合計画の進行を管理します。



## 第2次長門市総合計画の 基本構想の概要

### 1 計画の基本理念と将来像

#### ①計画の構成

##### ①計画の基本理念

後期基本計画においても、前期基本計画に引き続き、以下を基本理念として掲げています。

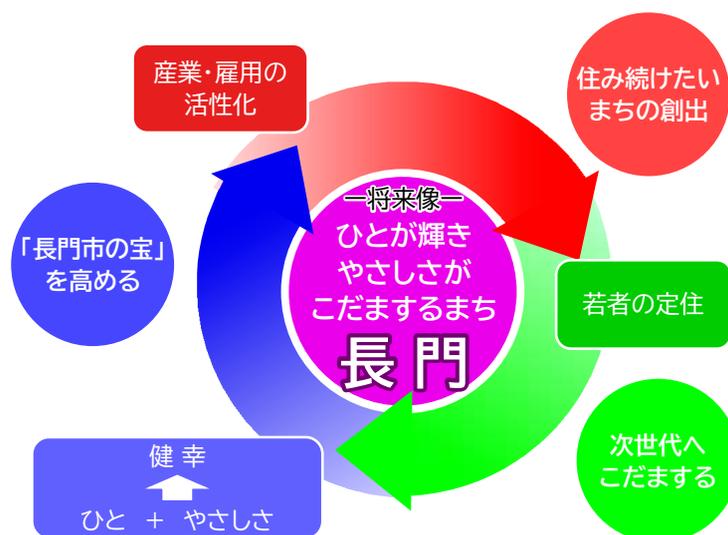
- 「若者の定着」を目指し、「住みたい」、「住み続けたい」まちを育てます。
- 「産業・雇用の活性化」により、誰もが元気に働いていけるまちをつくります。
- 「ひと」のつながりにより、魅力あふれるまちづくりを進めます。
- 「やさしさ」を感じあい、お互いを大切にできるまちをつなげていきます。
- 幸せを感じることできる「健幸」なまちを目指します。

##### ②将来像

後期基本計画においても、前期基本計画に引き続き、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を将来像とします。

将来像

～ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門～



## 2 施策の大綱

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、基本理念の視点により、以下の7つを基本目標として掲げます。



### 3 長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョン

#### ① 長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向と目標

##### ①総合戦略の目指す方向

本市における現状の認識に対する課題を解決するため、総合戦略における目指すべき将来の方向について、以下の2つの目標を定め、各施策を実施することにより、地域の特性を活かした地方創生を積極的かつ集中的に推進します。

- 「ひと」を呼び込む「輝く人」を育む
- やさしさがこだまする 子育て世代に選ばれるまち

##### ②戦略の目標

総合戦略では、『「ひと」を呼び込む「輝く人」を育む』ことにより、新たな人の流れを創出するとともに、『やさしさがこだまする 子育て世代に選ばれるまち』を実現するため、戦略の視点から導き出された次の4つの基本目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| <b>基本目標1 「しごと」をつくる</b> | 産業振興により新たな雇用を創出      |
| <b>基本目標2 「うごき」を生む</b>  | 魅力発信により、ひとの流れを加速させる  |
| <b>基本目標3 「ひと」を育む</b>   | 将来を担う若者の希望を実現する環境づくり |
| <b>基本目標4 「まち」をつくる</b>  | 住み続けたい地域社会の形成        |

本計画においては、基本計画で取り組む各種施策と総合戦略で実施する施策との整合を図りながら推進します。

## ② 長門市人口ビジョンの将来展望

本市の人口は減少傾向で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7(2025)年には3万人を割り込むものと推計されています。

本計画では、人口減少抑制に対する取組を行うことにより、人口下降ラインを緩やかなものとする事で計画の目標年度である令和8(2026)年には3万人を維持することとし、令和47(2065)年までに1万5千人を上回る将来展望とします。

### 目標① 社会増減

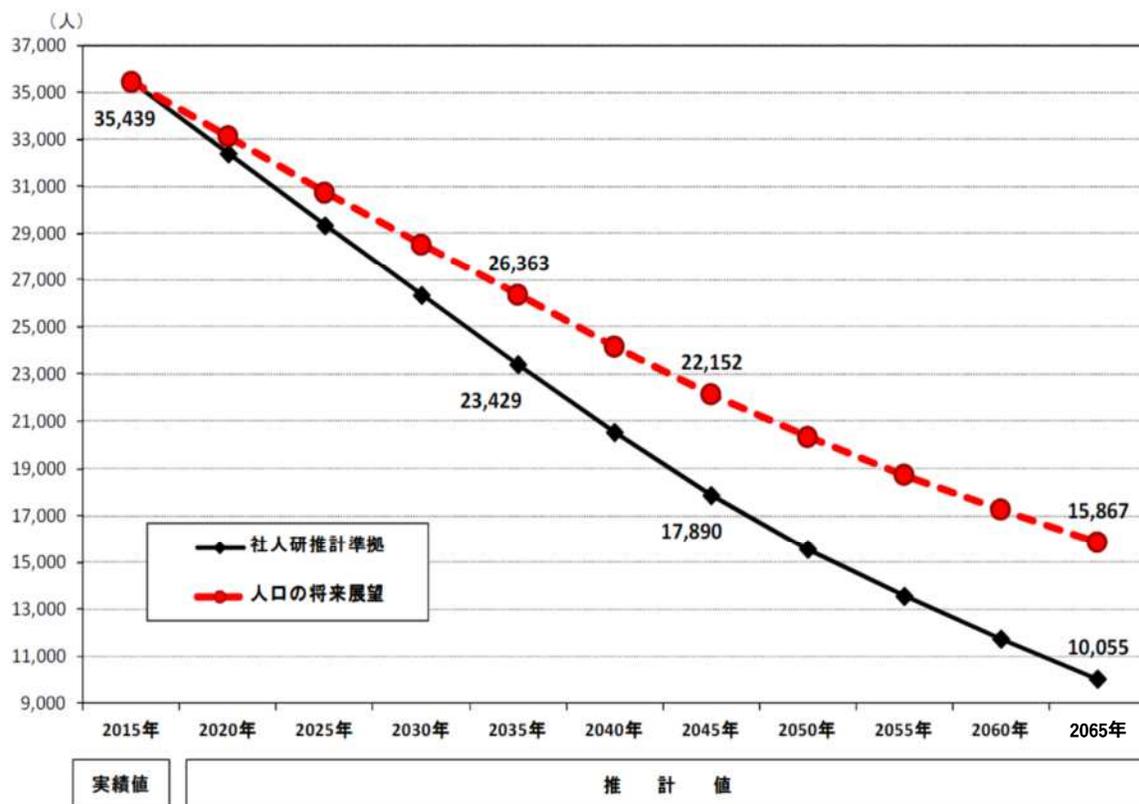
総人口に対する社会減の割合0.25を堅持

### 目標② 自然増減

希望出生率の1.90達成 …目標年次… 令和12(2030)年

人口置換水準の出生率2.1の達成 …目標年次… 令和22(2040)年

人口の将来展望



# 長門市を取り巻く 潮流と課題

## 1 社会の潮流

### ① 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7(2025)年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活におけるさまざまな悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和3(2021)年に閣議決定された「新しい資本主義」では、科学技術・イノベーションによる発展、「デジタル田園都市国家構想」による地方活性化、カーボンニュートラルの実現などによる成長戦略、及び公的価格の見直し、子ども・子育て支援、利益の分配強化を基本として分配戦略の両輪による経済成長が期待されています。

### ② 地域経済の活性化とグローバル化への対応

わが国の経済動向はゆるやかな回復基調がみられていたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、現状は下押しを受けています。

中小企業・小規模事業者においては、人手不足や後継者の確保などの課題に加えて、事業環境の急速な変化への対応が求められるなど、高まる不確実性への対処と企業行動の変革が必要になっています。また、こうした状況の中で、生産拠点の海外移転や従来のグローバル化のあり方を見直す動きもありますが、東京への一極集中による地域経済の空洞化や縮小は引き続き課題となっています。

### ③ 観光形態の変化

市場開放や輸入の自由化など経済のグローバル化が進んでいる中、アジアを中心とする新興国の経済成長を背景に、訪日観光客は大幅に増加してきました。

国では、幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興に力を入れており、観光立国実現に向けたさまざまな外国人観光客の増大と、大都市だけでなく地方への旅行に対応したインバウンド(外国人観光客の受入れ)の取組が実施された結果、訪日外国人観光客数は増加を続け、令和元(2019)年では3,188万人となっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光需要は大きく減少し、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況に対し、将来の反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上のための取組が進められています。

## ④誰もが活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人の希望を可能な限り実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障害や病気の有無にかかわらず誰もが活躍できるよう、人権尊重や男女共同参画、女性活躍社会の実現が国を挙げて推進されています。これに伴い、地方創生や全世代・全員活躍型の生涯活躍のまち、子どもの貧困対策や女性の就労支援などの政策を進めています。

## ⑤地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。

一方で、市民ニーズは価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっています。今後の財政状況に目を向けると、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減、老朽化が進む公共建築物・インフラ施設の更新問題及び近年多発する災害からの復旧・復興等により、ますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

こうした中、国では民間活力の導入による新たなビジネス機会の拡大と公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するため、「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定し、さまざまな分野の公共施設等の整備・運営へのPPP/PFI手法の活用を検討を求めています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

## ⑥安全・安心への意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災をはじめ、平成27(2015)年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成28(2016)年の熊本地震、毎年梅雨時期に起こる豪雨災害など、大規模な自然災害が増えているほか、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、さまざまな面から安全・安心が求められています。

このため、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが急務となっています。

また、令和2(2020)年から世界的に流行した新型コロナウイルスによる感染症については、全国で高齢者や生活習慣病患者などによる重症化や死亡が相次いだほか、感染症にかからない、うつさないための対人関係を保つ「新しい生活様式」による社会構造の変動が加速しています。

## ⑦デジタル化時代への対応

パソコンやインターネット、携帯電話などに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、在宅勤務や多様な情報の入手などが可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

国においても平成28(2016)年に「官民データ活用推進基本法」を施行し、本法に基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しており、国民生活の利便性向上やICTを活用した新たな付加価値産業の創出、社会的課題解決等を目指した新たな政策が推進されています。さらに、デジタル社会を加速的に推進し、スマート行政の実現やDXを活用した国民生活の向上を促進するため、令和3(2021)年9月にデジタル庁が開庁されました。

情報化が進む一方で、個人情報保護や情報格差の問題、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化社会に対応したまちづくりを進めることが求められています。本市の業務についても、デジタル技術を活用して各分野におけるデータ連携や行政手続き等のオンライン化による事務の効率化を図ることにより、市民サービスの向上と市職員が働きやすい環境づくりを両輪で進めていく必要があります。

## ⑧持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも消費者の意識が省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、国においても令和3(2021)年に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」により、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されています。

後世へ美しい環境を残していくためにも、石油化学製品などのごみを出さない、あるいは資源を再利用、再生利用するなど、一人ひとりが日常生活の中で自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

## ⑨SDGsの考え方の導入

「SDGs」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

本市も、国際社会の一員として、常に世界を見据えた取組を実施し、国際目標であるSDGsの推進に貢献することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながります。

本計画における取組の方向性は世界共通の規準であるSDGsの理念や目標と概ね同様であり、総合計画の各種施策に取り組むことはSDGsの推進につながるものと考えます。本計画においては各種施策とSDGsの関連を明確にし、各施策が世界につながっていることを市民にもわかりやすく周知することが求められます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



**1. 貧困をなくそう**  
地球上のあらゆる形の貧困をなくそう



**2. 飢餓をゼロに**  
飢えをなくし、誰もが栄養のある食糧を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう



**3. すべての人に健康と福祉を**  
誰もが健康で幸せな生活を送れるようにしよう



**4. 質の高い教育をみんなに**  
誰もが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう



**5. ジェンダー平等を実現しよう**  
男女平等を表現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし、可能性を広げよう



**6. 安全な水とトイレを世界中に**  
誰もが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちでずっと管理していけるようにしよう



**7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう



**8. 働きがいも経済成長も**  
みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、誰もが人間らしく生産的な仕事ができる社会をつくらう



**9. 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
災害に強い基盤を整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう



**10. 人や国の不平等をなくそう**  
世界中から不平等を減らそう



**11. 住み続けられるまちづくりを**  
誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくらう



**12. つくる責任 つかう責任**  
生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう



**13. 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう



**14. 海の豊かさを守ろう**  
海の資源を守り、大切に使う



**15. 陸の豊かさを守ろう**  
陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う



**16. 平和と公正をすべての人に**  
平和で誰もが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくらう



**17. パートナーシップで目標を達成しよう**  
世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

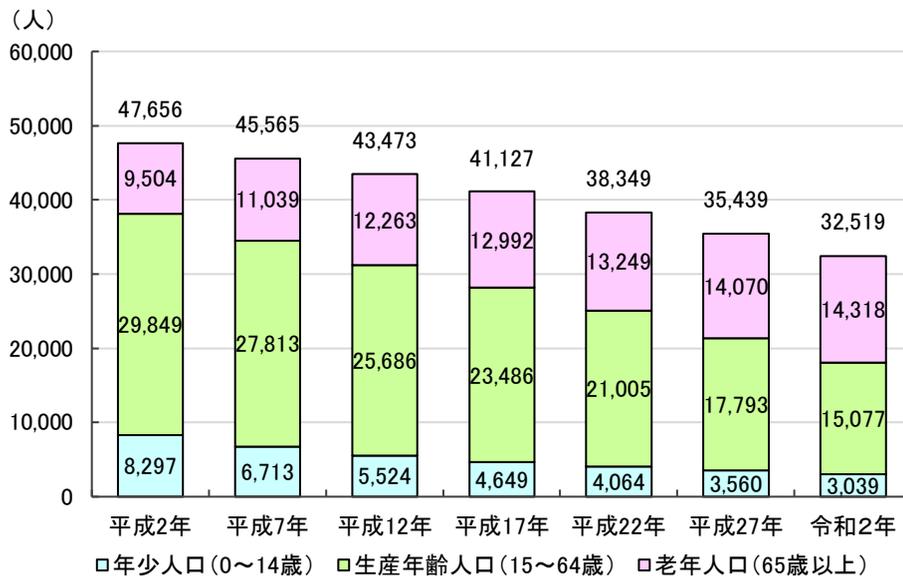


## 2 長門市の状況

### ①人口・世帯

#### ①総人口の推移

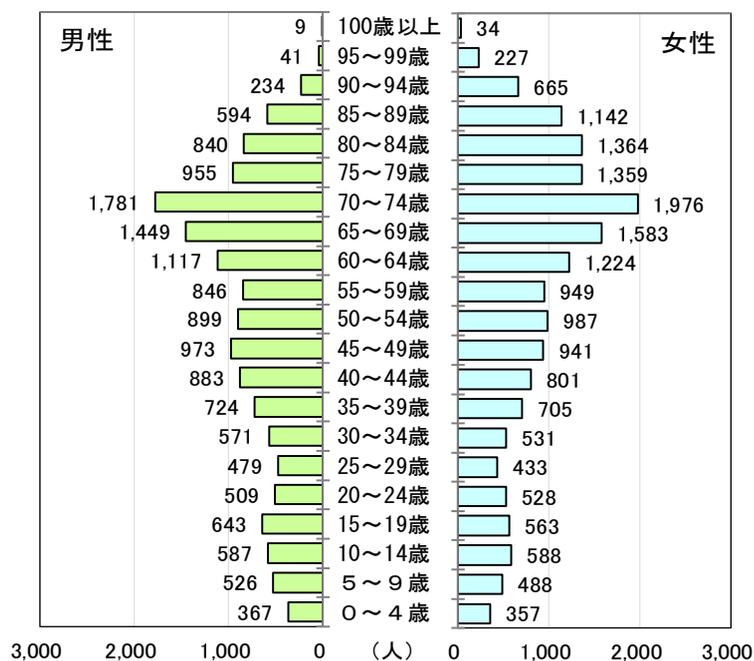
本市の総人口は令和2(2020)年では32,519人となっています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：総務省「国勢調査」。年齢不詳の者がいるため合計は一致しない。

#### ②年齢別人口

本市の男女別5歳階級別人口をみると、団塊の世代である70~74歳の人口が最も多く、次いで65~69歳の人口が多くなっています。

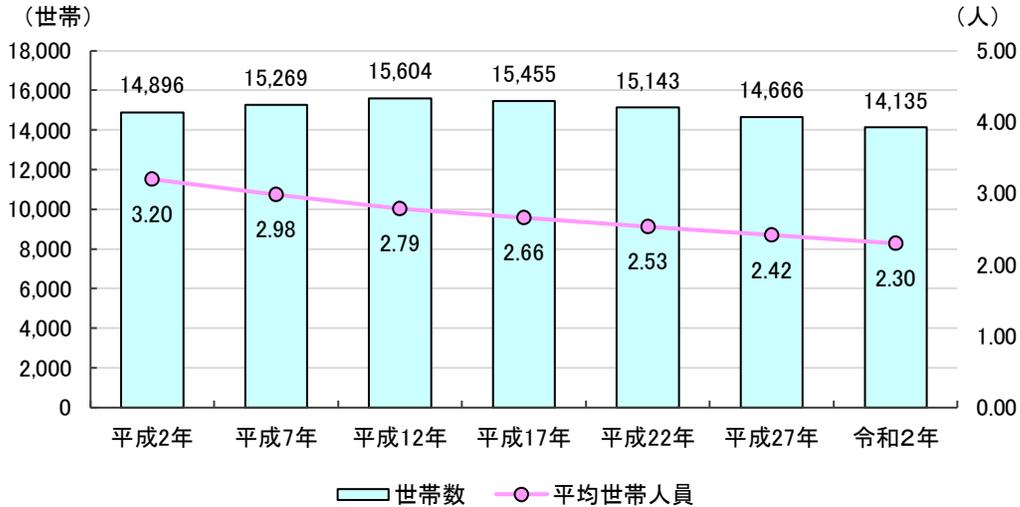


資料：住民基本台帳（令和3（2021）年9月末）

### ③世帯の推移

本市の世帯数をみると、平成12(2000)年をピークに減少に転じています。

平均世帯人員は平成2(1990)年に3.20人であったものが、令和2(2020)年には2.30人となっており、核家族化が進行しています。

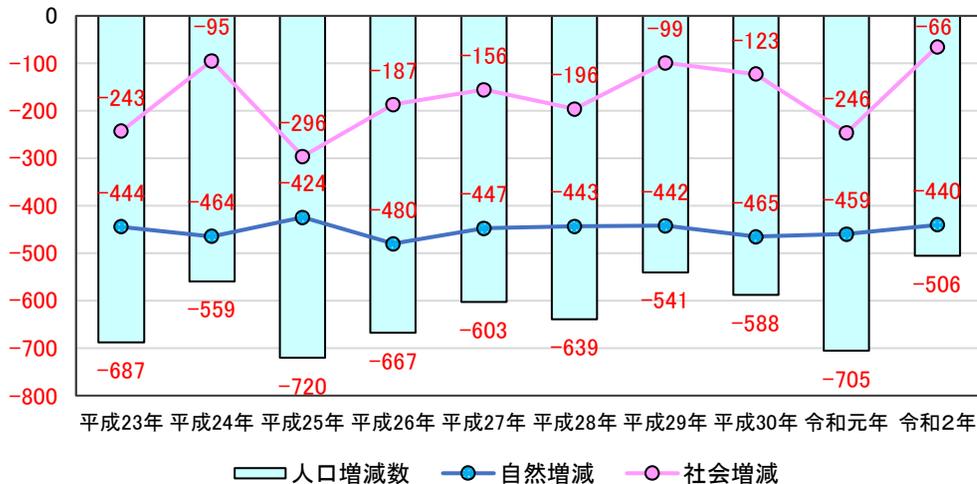


資料：総務省「国勢調査」

### ④人口動態の推移

本市の自然増減と社会増減を合計した人口増減をみると、一貫して人口減で推移しています。

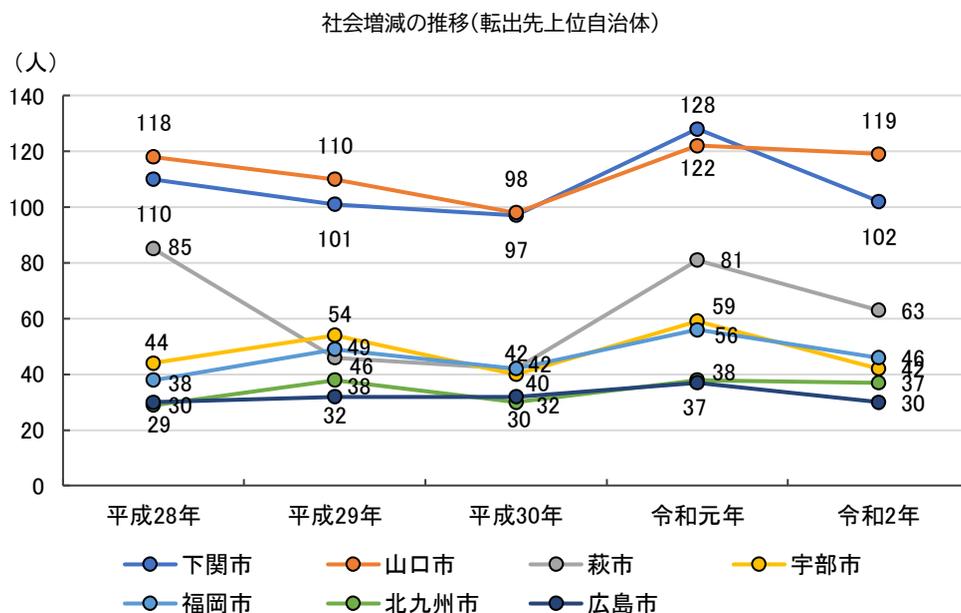
自然減は継続的な拡大傾向にあります。社会増減幅は年により上下があるものの、全体的に縮小傾向となっています。社会減については、少子化に伴い、市外への流出数が縮小し人口減の影響は少なくなっていますが、高齢化による自然減の拡大の影響が年々大きくなっています。



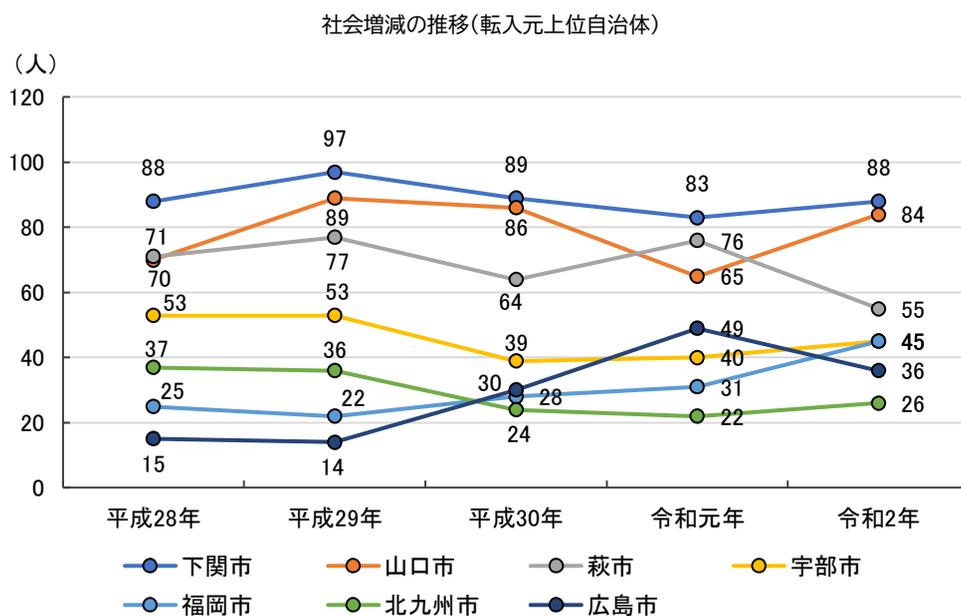
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

本市からの転出先、本市への転入元の自治体をみると、下関市、山口市、萩市が多くなっており、いずれも転出超過となっています。

近年では、転入元の自治体として広島市や福岡市が増加しています。



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

## ②健康・福祉

### ①健康寿命

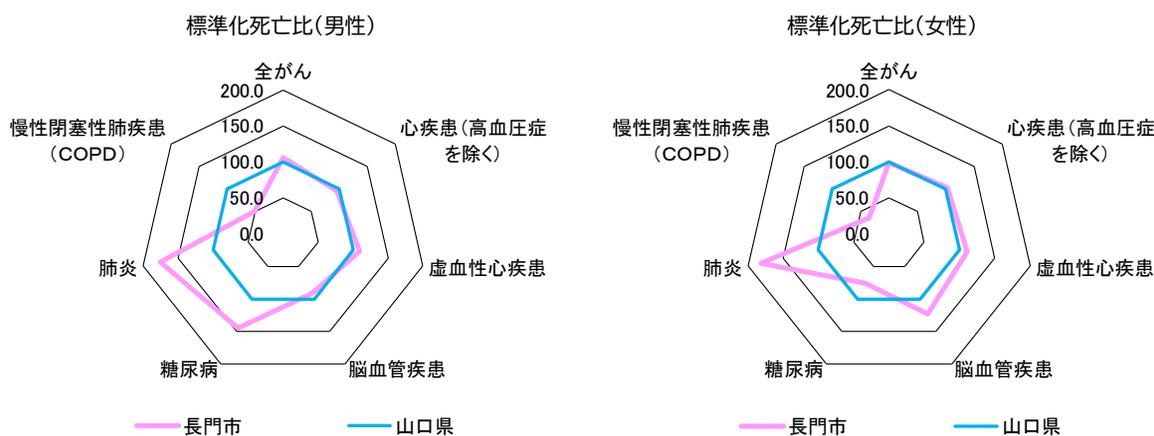
本市の健康寿命は、平成27(2015)年では男性78.86歳、女性83.27歳となっており、男性は県内13市中11位、女性は県内13市中最低位となっています。平成22(2010)年と比べ、平均寿命、健康寿命はともに延伸していますが、支援や介護が必要となる期間も長くなっています。

|     |    | 平成22(2010)年 |       |               | 平成27(2015)年 |       |               |
|-----|----|-------------|-------|---------------|-------------|-------|---------------|
|     |    | 平均寿命        | 健康寿命  | 支援や介護が必要となる期間 | 平均寿命        | 健康寿命  | 支援や介護が必要となる期間 |
| 長門市 | 男性 | 78.5        | 77.09 | 0.84          | 80.4        | 78.86 | 1.54          |
|     | 女性 | 85.8        | 82.67 | 2.19          | 86.6        | 83.27 | 3.33          |
| 山口県 | 男性 | 79.0        | 77.73 | 1.18          | 80.5        | 79.19 | 1.31          |
|     | 女性 | 86.1        | 83.01 | 1.91          | 86.9        | 83.80 | 3.10          |

資料：資料：山口県健康増進課、厚生労働省ホームページ 平成27年(2015)市区町村別生命表の概況

### ②標準化死亡比（平成26（2014）年～平成30（2018）年）

主な疾患別の標準化死亡比(SMR)をみると、山口県(100)に比べて男女ともに肺炎による死亡比が高く、更に男性では糖尿病、女性では脳血管疾患の死亡比も高くなっています。

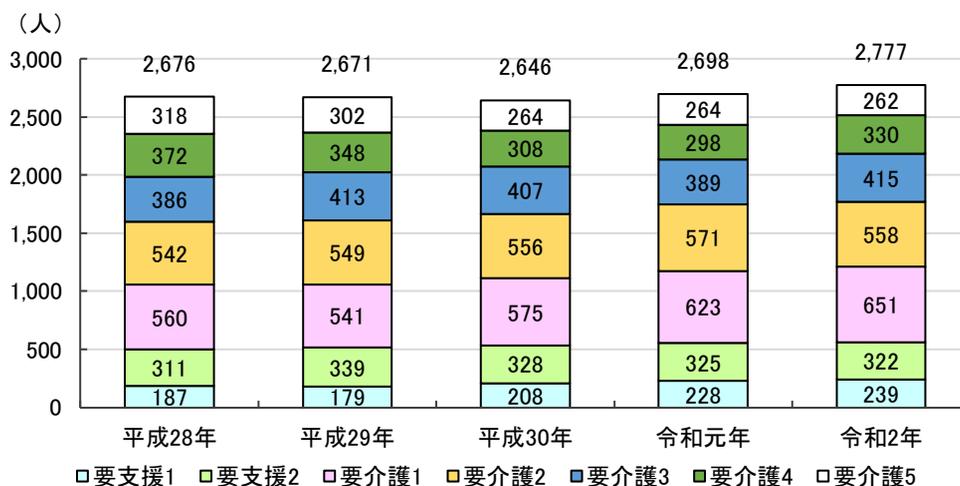


資料：やまぐち健康マップ（平成30（2018）年）

標準化死亡比:異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率の比較をするため、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する死亡比。県の平均を100として標準化死亡比が100以上の場合は県平均より死亡率が高いと判断されます。

### ③要支援・要介護認定者数の推移

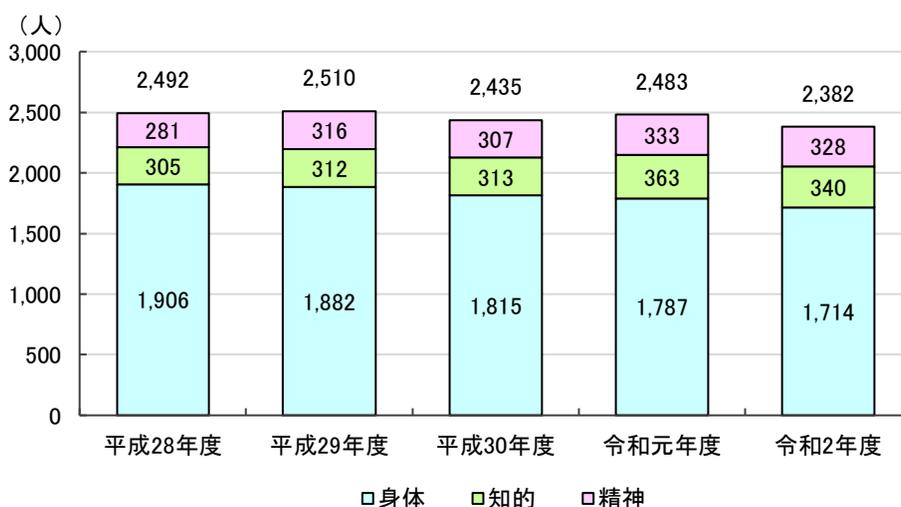
本市の要支援・要介護認定者数は、平成28(2016)年以降概ね横ばい傾向で推移していましたが、令和2(2020)年で増加しています。要介護度をみると、要支援1、要介護1、要介護3の人数は増加していますが、要介護4、要介護5の重度の人数は減少しています。



資料：介護保険事業状況報告

### ④障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年度では2,382人となっており、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて4.4%の減少となっています。障害者手帳別では、身体障害者手帳所持者数は10.1%減少しているものの、療育手帳所持者数は11.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者は16.7%の増加となっています。

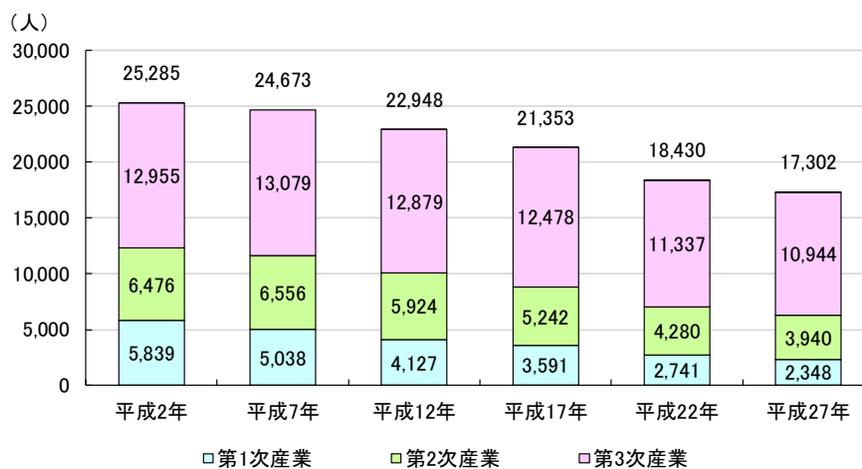


資料：第Ⅲ期障害者プラン第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

## ③産業

### ①従業者数の推移

従業者数の推移をみると減少傾向で推移しており、平成27(2015)年には17,302人となっています。



資料：総務省「国勢調査」。分類不能な者がいるため合計は一致しない。

### ②事業所数の推移

事業所数の推移をみると平成21(2009)年の2,013事業所から、平成28(2016)年には1,736事業所と減少しています。



資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

### ③観光客数の推移

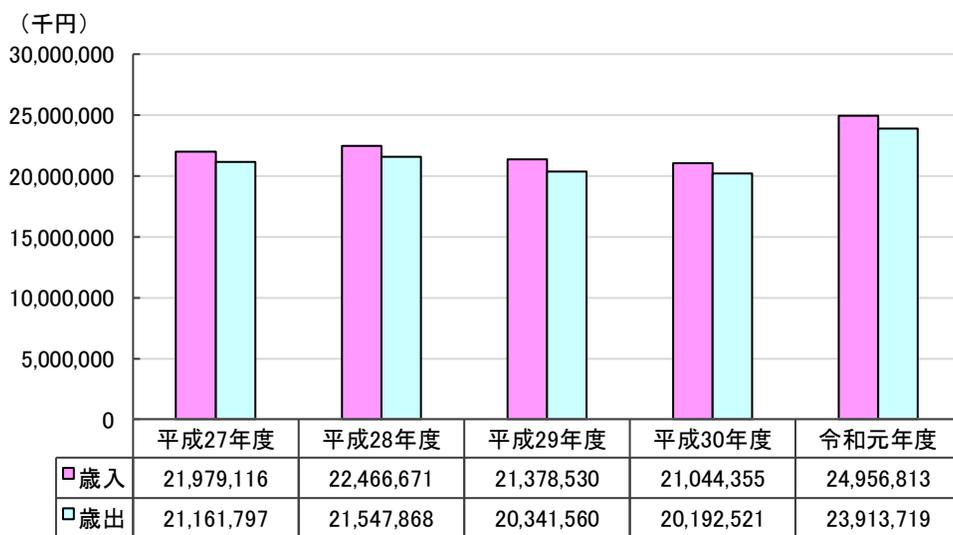
観光客数は、年々増加しており、平成30(2018)年は道の駅「センザキッチン」がオープンした影響もあり、2,538,000人と過去最高の観光客数となっています。令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が大幅に減少しています。



資料：山口県の宿泊者及び観光客の動向について

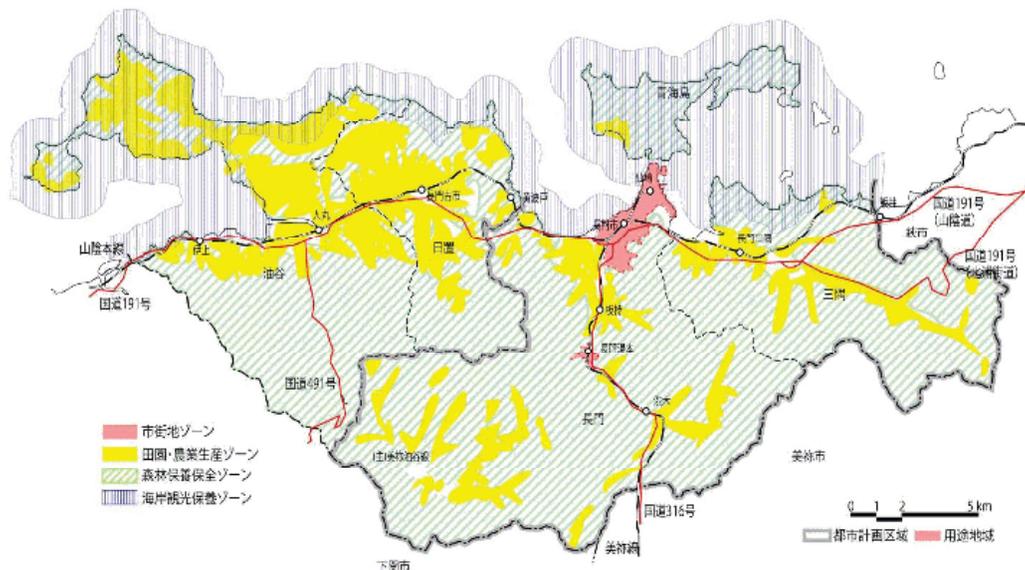
## ④歳入・歳出

歳入と歳出の状況を見ると、歳入が歳出を上回っており、過不足が少ないのが特徴となっています。



## ⑤土地利用

長門市都市計画マスタープランに基づき、本市の地形条件や現況の土地利用特性、交通体系などを踏まえながら、市街地ゾーン、田園・農業生産ゾーン、森林保養保全ゾーン、海岸観光保養ゾーンの4つのゾーンに区分した土地利用ゾーニングを行っています。



|            |  |
|------------|--|
| 市街地ゾーン     | <ul style="list-style-type: none"> <li>東深川、仙崎及び深川湯本地区の用途地域指定区域に市街地ゾーンを配置し、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を推進するとともに、土地の有効利用を促進し、安全で魅力的なまちづくりを図る</li> </ul>  |
| 田園・農業生産ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>旧役場周辺や大規模集落地及び漁港地区など一定の都市的土地利用が集積している概ね国道191号に沿った平地部に連続した地域を田園ゾーンとし、農業生産との調和を図りながら安全で暮らしやすい環境の整備を図る</li> <li>油谷から日置にかけての平地部や斜面地に形成された水田利用が中心の地域を農業生産ゾーンと位置づけ、農業生産の場として、またすばらしい棚田景観を提供する資源として、その保全と生産性の向上を図る</li> <li>河川兩岸などに展開する農地についても農業生産ゾーンとして、厳しい生産条件の中、洪水調節機能や田園景観機能など個性ある多機能空間として保全を図る</li> </ul> |
| 海岸観光保養ゾーン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>北長門海岸国定公園に指定された本市の海岸線一帯は、海岸観光保養ゾーンと位置づけ、変化に富んだ景観、海水浴やオートキャンプなどのレクリエーション空間、漁港や港湾など生産活動の拠点となる本市固有の資源であるため、観光レクリエーションの場への活用、自然環境の保護、海岸の保全や防災、生産機能の拡充など、その維持保全及び利活用を図る</li> </ul>   |
| 森林保養保全ゾーン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国山地の西端部にあって市域の大半を占める森林地域は、森林保養保全ゾーンと位置づけ、水源涵養機能、レクリエーション機能、山地防災機能、その他環境保護機能を有した貴重な空間として、適切な管理と、保全との調和が取れた利用及び山地災害の防止を図る</li> </ul>   |

### 3 市民アンケート調査

#### ① 調査結果の概要

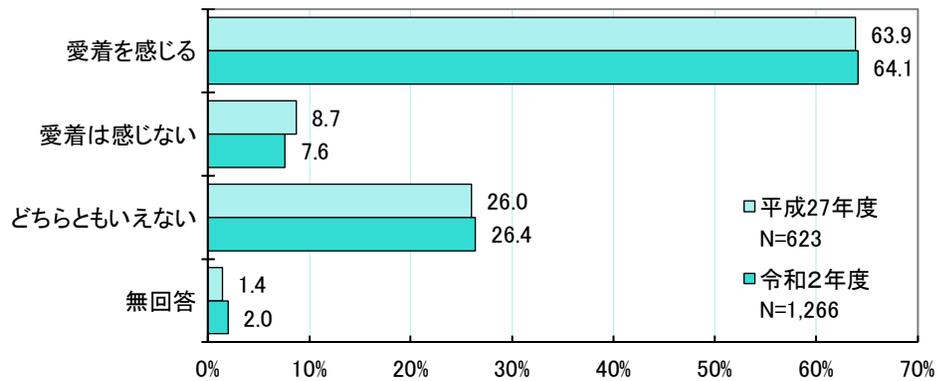
市民のまちづくりに対する意向を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 調査対象者 | 令和3年2月1日現在、長門市に住所のある16歳以上の市民、3,000人 |
| 調査期間  | 令和3年2月24日～令和3年3月12日                 |
| 調査方法  | 郵送による配布回収、及びインターネットによる回答            |
| 回収状況  | 回収数1,266件 回収率42.2%                  |

#### ■ 長門市に愛着を感じていますか。

長門市への「愛着を感じる」の割合に大きな変化はありません。

10～40代で「愛着は感じていない」に10%を超える回答が見られます。また、10～30代では「愛着を感じる」が60%を下回っています。

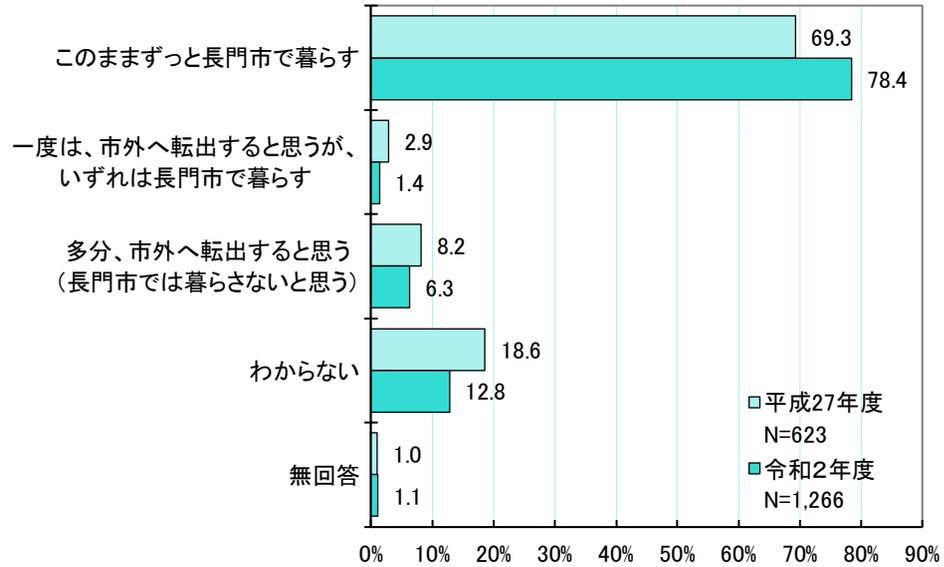


(年代別集計)

|           | 年齢層の項目        |                |             |              |              |              |                |
|-----------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
|           | 全体<br>N=1,266 | 10・20代<br>N=80 | 30代<br>N=95 | 40代<br>N=162 | 50代<br>N=184 | 60代<br>N=325 | 70代以上<br>N=410 |
| 愛着を感じる    | 64.1          | 53.8           | 58.9        | 63.6         | 65.2         | 65.2         | 67.3           |
| 愛着は感じていない | 7.6           | 16.3           | 16.8        | 12.3         | 8.2          | 3.4          | 5.1            |
| どちらともいえない | 26.4          | 30.0           | 24.2        | 24.1         | 26.6         | 30.5         | 23.9           |
| 無回答       | 2.0           | -              | -           | -            | -            | 0.9          | 3.7            |

## ■これからも長門市に住みたいと思いますか。

転出の希望は減少していますが、回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。  
 転出を希望する人が、10・20代で3割、30代で2割を超えています。

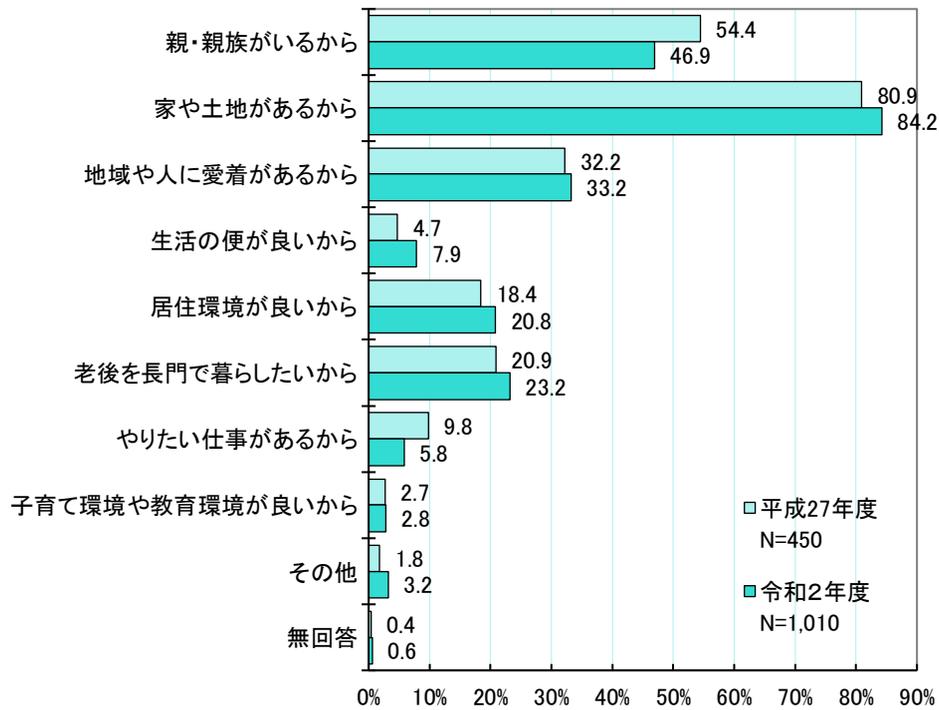


(年代別集計)

|                               | 年齢層の項目        |                |             |              |              |              |                |
|-------------------------------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
|                               | 全体<br>N=1,266 | 10・20代<br>N=80 | 30代<br>N=95 | 40代<br>N=162 | 50代<br>N=184 | 60代<br>N=325 | 70代以上<br>N=410 |
| このままずっと長門市で暮らす                | 78.4          | 30.0           | 55.8        | 70.4         | 79.9         | 85.5         | 91.0           |
| 一度は、市外へ転出すると思うが、いずれは長門市で暮らす   | 1.4           | 13.8           | -           | 1.2          | 1.1          | 0.3          | 0.5            |
| 多分、市外へ転出すると思う (長門市では暮らさないと思う) | 6.3           | 31.3           | 21.1        | 7.4          | 4.9          | 3.1          | 1.0            |
| わからない                         | 12.8          | 25.0           | 22.1        | 21.0         | 13.6         | 10.5         | 6.8            |
| 無回答                           | 1.1           | -              | 1.1         | -            | 0.5          | 0.6          | 0.7            |

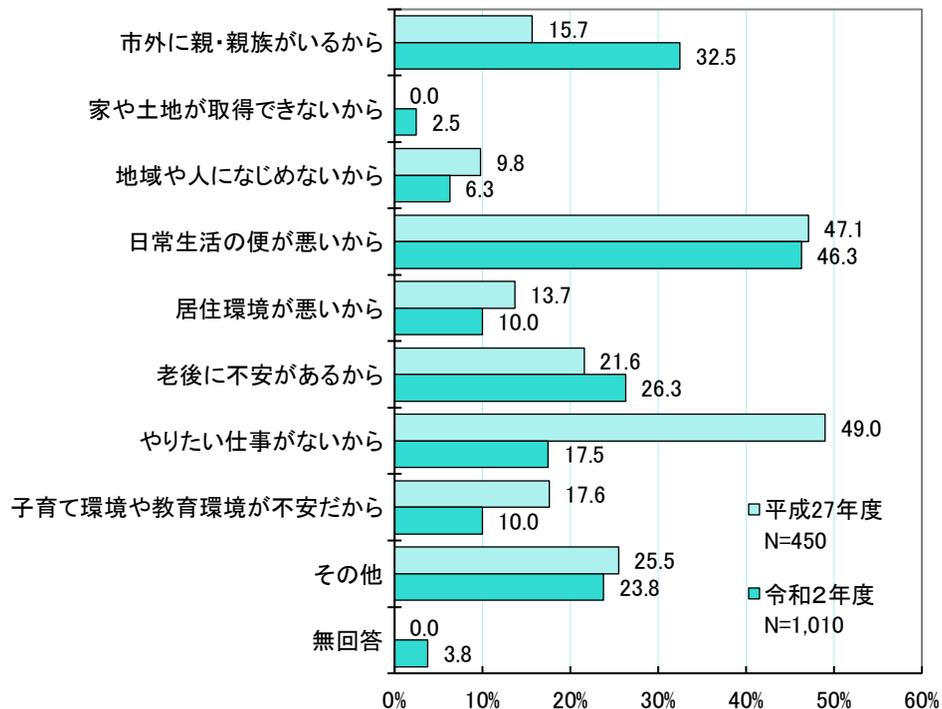
## ■長門市に住み続ける理由

「親・親族がいるから」が減少し、「家や土地があるから」が増加しています。回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。



## ■市外へ転出すると思う理由

「市外に親・親戚がいるから」が前回の倍以上となっており、「やりたい仕事がないから」で大きな低下が見られます。回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。



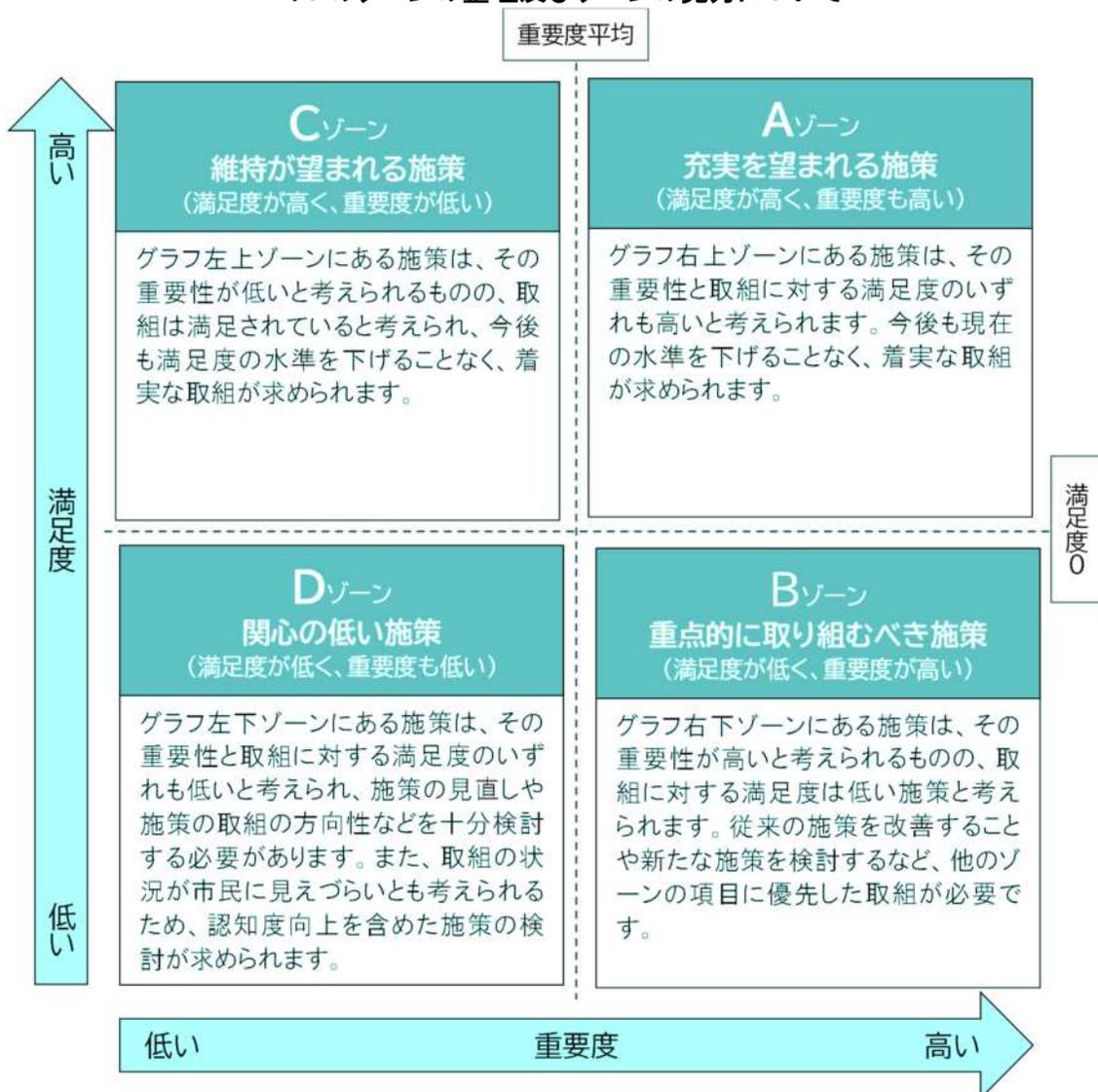
## ■各施策の満足度と重要度について

市民アンケート調査において、施策に対する市民の満足度・重要度を把握し、施策ごとの評点を満足度・重要度それぞれの平均値を基準として4つのゾーンに分け、施策の相対的な状況を整理しました。評点の算出方法とゾーンの整理及びその見方は次のとおりです。

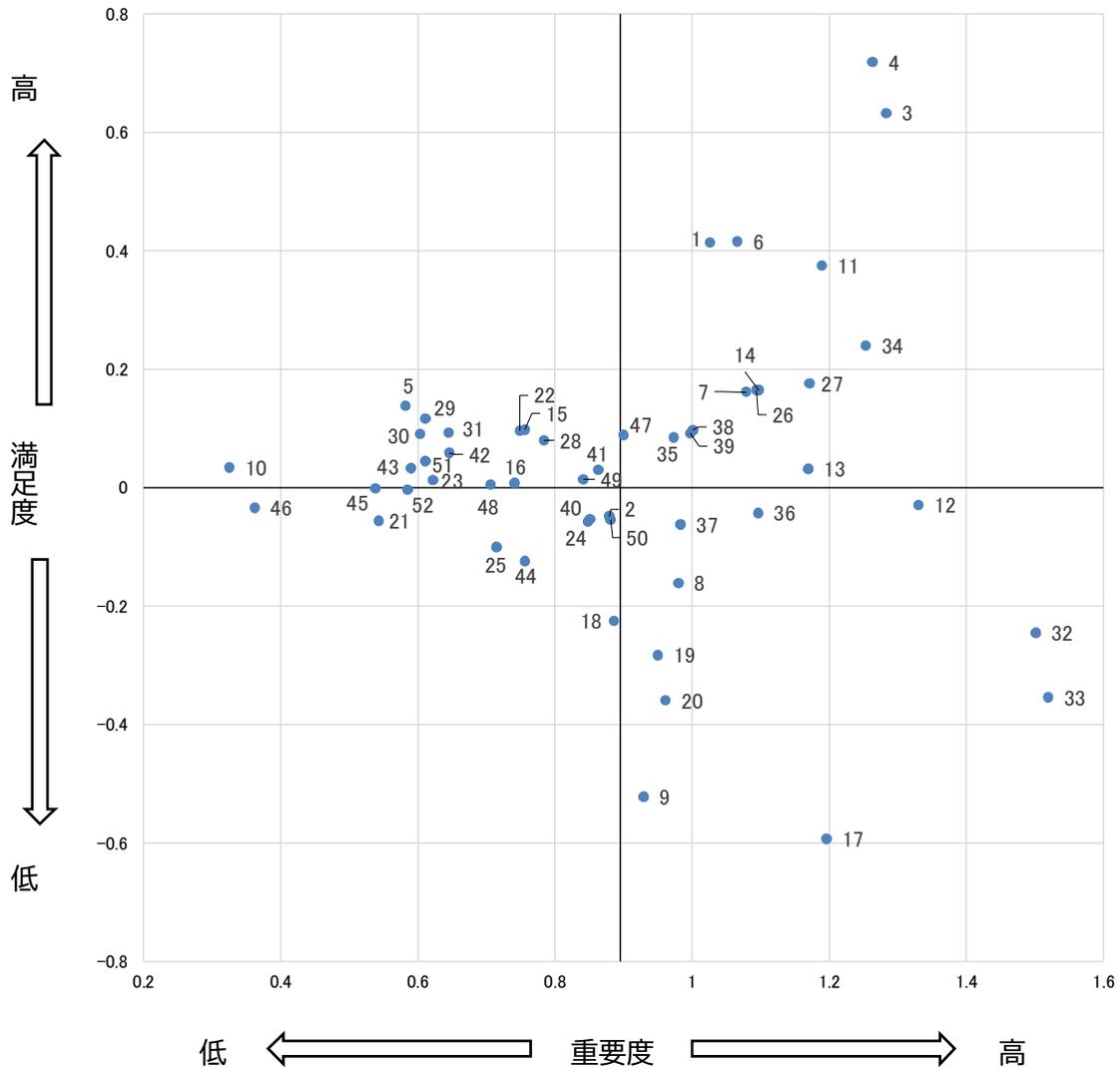
$$\text{満足度} = \frac{\text{「満足」} \times 2\text{点} + \text{「やや満足」} \times 1\text{点} - \text{「やや不満」} \times 1\text{点} - \text{「不満」} \times 2\text{点}}{\text{「有効回答数」} - \text{「無回答数」}}$$

$$\text{重要度} = \frac{\text{「重要」} \times 2\text{点} + \text{「やや重要」} \times 1\text{点} - \text{「あまり重要ではない」} \times 1\text{点} - \text{「不満」} \times 2\text{点}}{\text{「有効回答数」} - \text{「無回答数」}}$$

### 4つのゾーンの整理及びゾーンの見方について



一般市民アンケート調査から得られた、満足度・重要度の評価結果をグラフ化すると次のようになります。



| 区分         | 政策分野                  |
|------------|-----------------------|
| 生活環境・自然・景観 | 1 資源のリサイクル対策の充実       |
|            | 2 新エネルギー、省エネルギーの推進    |
|            | 3 ごみの収集・処理対策の充実       |
|            | 4 上下水道の整備             |
|            | 5 都市公園の整備             |
|            | 6 広域的な道路の整備(国道・県道など)  |
|            | 7 市道など地域の生活道路の整備      |
|            | 8 歩道の拡幅・バリアフリー化       |
|            | 9 バス交通網の整備            |
|            | 10 公営住宅の整備            |
|            | 11 消防・防災体制の充実         |
|            | 12 地震・台風などの災害対策の充実    |
|            | 13 防犯対策の充実            |
|            | 14 交通安全対策の充実          |
|            | 15 棚田や森などの自然景観・環境の保全  |
| 産業・観光      | 16 まち並み、沿道景観の整備       |
|            | 17 企業誘致、雇用の確保         |
|            | 18 農林業の振興             |
|            | 19 水産業の振興             |
|            | 20 商工業の振興             |
|            | 21 自然・農業などの体験型観光の推進   |
|            | 22 温泉など滞在型観光の推進       |
|            | 23 イベント・祭りなどの反復型観光の推進 |
|            | 24 地域特産物のブランド化・PR     |
|            | 25 周辺市との広域観光ネットワークの推進 |

| 区分       | 政策分野                      |
|----------|---------------------------|
| 教育・文化    | 26 幼児教育の充実                |
|          | 27 学校教育の充実                |
|          | 28 生涯学習の充実                |
|          | 29 スポーツの振興                |
|          | 30 文化・芸術活動の振興             |
| 医療・保健・福祉 | 31 文化財の保存・活用              |
|          | 32 地域医療対策の充実              |
|          | 33 救急・高度医療の充実             |
|          | 34 特定健診・がん検診の実施など健康づくりの推進 |
|          | 35 地域福祉(地域住民による助け合い活動など)  |
|          | 36 高齢者施策の充実               |
|          | 37 障害者施策の充実               |
|          | 38 保育サービスの充実              |
|          | 39 地域子育て支援対策の充実           |
|          | 40 低所得世帯に対する福祉サービスの充実     |
| 人づくり・交流  | 41 福祉相談の充実                |
|          | 42 人権啓発・人権教育              |
|          | 43 男女共同参画の推進              |
|          | 44 地域情報化(IT化)の推進          |
|          | 45 地域間交流の推進               |
| 行政・自治    | 46 国際交流の推進                |
|          | 47 市政に関する情報提供や情報公開        |
|          | 48 市政に対する住民参加の推進          |
|          | 49 生活に関する相談窓口の充実          |
|          | 50 健全な財政運営や行政改革の推進        |
|          | 51 地域のコミュニティ活動に対する支援      |
|          | 52 ボランティアやNPOなどの育成        |

全体の傾向として、歩道等の整備や交通網の整備、地震・台風などの災害対策、企業誘致、水産業、商工業などの産業分野、高齢者や障害者福祉などの施策においては、満足度が低く、重要度が高い傾向にあり、今後重点的に取り組むべき施策であると考えられます。

消防・防災体制や交通安全対策、学校教育、子育て支援などの施策は満足度が高く、重要度も高いため、今後も継続して取り組むとともに、充実を図っていく必要があります。

| C  | 維持が望まれる施策<br>(満足度が高く、重要度が低い) |
|----|------------------------------|
| 5  | 都市公園の整備                      |
| 10 | 公営住宅の整備                      |
| 15 | 棚田や森などの自然景観・環境の保全            |
| 16 | まち並み、沿道景観の整備                 |
| 22 | 温泉など滞在型観光の推進                 |
| 23 | イベント・祭りなどの反復型観光の推進           |
| 28 | 生涯学習の充実                      |
| 29 | スポーツの振興                      |
| 30 | 文化・芸術活動の振興                   |
| 31 | 文化財の保存・活用                    |
| 41 | 福祉相談の充実                      |
| 42 | 人権啓発・人権教育                    |
| 43 | 男女共同参画の推進                    |
| 48 | 市政に対する住民参加の推進                |
| 49 | 生活に関する相談窓口の充実                |
| 51 | 地域のコミュニティ活動に対する支援            |

| A  | 充実を望まれる施策<br>(満足度が高く、重要度も高い) |
|----|------------------------------|
| 1  | 資源のリサイクル対策の充実                |
| 3  | ごみの収集・処理対策の充実                |
| 4  | 上下水道の整備                      |
| 6  | 広域的な道路の整備(国道・県道など)           |
| 7  | 市道など地域の生活道路の整備               |
| 11 | 消防・防災体制の充実                   |
| 13 | 防犯対策の充実                      |
| 14 | 交通安全対策の充実                    |
| 26 | 幼児教育の充実                      |
| 27 | 学校教育の充実                      |
| 34 | 特定健診・がん検診の実施など健康づくりの推進       |
| 35 | 地域福祉(地域住民による助け合い活動など)        |
| 38 | 保育サービスの充実                    |
| 39 | 地域子育て支援対策の充実                 |
| 47 | 市政に関する情報提供や情報公開              |

| D  | 関心の低い施策<br>(満足度が低く、重要度も低い) |
|----|----------------------------|
| 2  | 新エネルギー、省エネルギーの推進           |
| 18 | 農林業の振興                     |
| 21 | 自然・農業などの体験型観光の推進           |
| 24 | 地域特産物のブランド化・PR             |
| 25 | 周辺市との広域観光ネットワークの推進         |
| 40 | 低所得世帯に対する福祉サービスの充実         |
| 44 | 地域情報化(IT化)の推進              |
| 45 | 地域間交流の推進                   |
| 46 | 国際交流の推進                    |
| 50 | 健全な財政運営や行政改革の推進            |
| 52 | ボランティアやNPOなどの育成            |

| B  | 重点的に取り組むべき施策<br>(満足度が低く、重要度が高い) |
|----|---------------------------------|
| 8  | 歩道の拡幅・バリアフリー化                   |
| 9  | バス交通網の整備                        |
| 12 | 地震・台風などの災害対策の充実                 |
| 17 | 企業誘致、雇用の確保                      |
| 19 | 水産業の振興                          |
| 20 | 商工業の振興                          |
| 32 | 地域医療対策の充実                       |
| 33 | 救急・高度医療の充実                      |
| 36 | 高齢者施策の充実                        |
| 37 | 障害者施策の充実                        |

## ②市民アンケートからみたまちづくりの課題

### ①若い世代へのシビック・プライドの醸成

10代・20代の地域への愛着が低下しています。地域への帰属意識が少ないほか、転出の希望も高くなっていることから、地域にあまり魅力を感じていないことがうかがえます。

昨今の若い世代については、携帯端末やインターネットを通じて、世界のさまざまな情報を得られることが通常となっており、地元より都市部などの一部の生活に憧れを持つことも考えられます。

学童期から、地域の良さを理解する機会を増やすとともに、地域住民の協働で地域が変わっていきけることを示すため、地域活動への参加機会の増加や、企画への参画、SNS等への本市の露出によるネット上での存在感の向上などにより、地域への帰属意識を高め、シビック・プライドを醸成していくことが必要となっています。

### ②家族や親族とのつながり、地縁での居住地域の選択が増加

アンケート全体での定住意向には大きな変化がみられませんが、年齢別でみると、若い世代の転出意向が高いことがうかがえます。平成27(2015)年度の調査と比較して、令和2(2020)年度の調査では若い世代の回答比率が低いため、実際には、転出意向が上昇していると考えられます。

転出理由としては、平成27(2015)年度には「仕事」を理由とする回答が多くなっていましたが、令和2(2020)年度の調査では、「市外に親・親族がいるから」への回答が大きく伸びています。このことから、Uターン者を中心に転出希望があることが予想され、更に地域の利便性なども他地域と比較されている状況となっています。

団塊の世代が後期高齢者になりつつある中、親の介護や一人暮らしを心配することも考えられ、家族との絆は今日でも非常に大きいことがうかがえます。

こうした課題は逆転して考えると、本市に親・親族のいる市外の若い世代に対し、効果的なアプローチを行うことにより、Uターン者と呼び込める可能性があることも示唆しています。地域に思い出がある若者を中心に、ターゲットを絞ったプロモーションを行うことが必要です。

### ③高齢者への医療・保健・福祉のニーズの増大

地域の高齢化とともに、医療・保健・福祉の重要性が大きく上昇しました。特に、特定健診等の重要性は今回の調査では最も重要性が増しており、市民の理解が進んできたといえます。重点的に取り組む項目においても、障害者福祉、高齢者福祉が該当しており、福祉ニーズの高さが現われています。

令和2(2020)年度の調査では高齢者からの特定健診等の健康づくりへの回答が多く見られていますが、これらの実施は、団塊ジュニア世代をはじめとする壮年期の市民が対象となります。

高齢者に対する健康維持、壮年期に対する健康増進、若い世代に対する健康教育とともに、福祉の充実に必要な医療・福祉人材の育成・確保が課題となります。

### ④交通の利便性、地域防災へのニーズの拡大

近年、西日本を中心に相次ぐ豪雨災害等を背景に、地域防災に対する関心が高まっています。調査においても、重点的に取り組む項目や充実させる項目に、防災や安全・安心に関わる項目が数多くみられています。また、交通の利便性についても、平成27(2015)年度調査から引き続き重点項目に位置しています。

地域の高齢化が進む中、幹線道路だけではなく、生活道路の利便性向上は高齢者の暮らしにも、防災にも必要な取組の一つとなります。

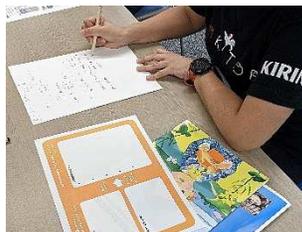
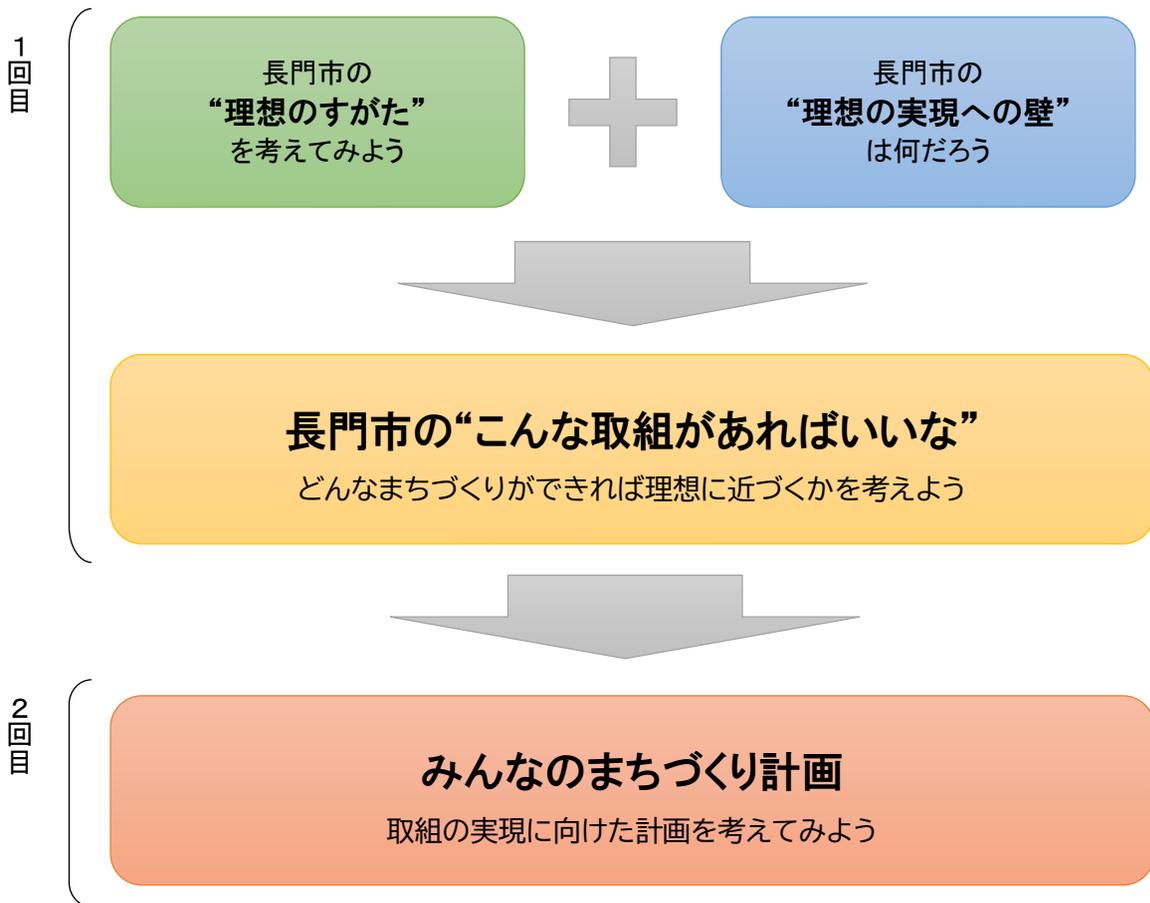
また、地域の助け合いなど、地域づくりを進める中で、さまざまな交通インフラの充実や、日頃の助け合いの仕組みなど、地域ならではの知恵を育成することが期待されます。

## 4 市民ワークショップの実施

市民との協働による計画づくりを実現するため、本計画策定にあたって市民の意見、アイデアを取り入れるために、市民ワークショップを実施しました。

|       |                |             |
|-------|----------------|-------------|
| 種別    | 市民ワークショップ      |             |
| 参加対象者 | 市内にお住まい・お勤めの市民 |             |
| 実施回数  | 2回             |             |
| 実施日   | ①令和3年10月9日     | ②令和3年10月23日 |
| 参加者数  | ①12人           | ②13人        |

### ワークショップの流れ



## 5 前期基本計画の進捗と課題

### 基本目標1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

本市の少子高齢化は現在も拡大しており、65歳以上の高齢者の割合は44%を超える水準となるなど、生産年齢人口を上回る事が想定されています。こうした中、地域活動の中心的役割を果たすのは元気な高齢者となっており、各地域において健康寿命の延伸は、最も大きな命題となっています。

本市の健康寿命は平成26(2014)年度には男女とも県内の13市中で13位でしたが、令和元(2019)年度には男性12位、女性3位となっており、やや改善がみられます。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、外出機会の減少やコミュニケーションの変化が健康にも影響を及ぼすことが懸念されています。新たな地域の関係づくりをはじめとして、新しい生活様式に対応した取組が求められています。

本市では、誰もが生涯元気に暮らせることを「健幸」と定義し、施策を進めています。こうした健康づくりの取組を中心に、地域で安心して子育てができるような支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進、高齢者や障害者福祉の充実など重層的支援体制整備事業に取り組み、生涯、心身ともに「健幸」に暮らしていくための必要な取組などを計画的に実施していくことが必要です。

#### 施策のキーワード

地域共生社会／子育て支援／医療／健康／感染症対策・新しい生活様式／高齢者福祉・サービス／障害者福祉・サービス／ワーク・ライフ・バランス／地域福祉・重層的支援

### 基本目標2 安全で安心して住めるまち

近年、西日本を中心に豪雨災害が相次いでおり、本市においても防災の機運は高まりを見せています。こうした中、本市においても「地域防災計画」の見直しや「長門市国土強靱化計画」の策定を行うなど、防災・減災に向けた取組を本格化させています。従来の防災行政無線のみならず、障害者等の特性も配慮し、ケーブルテレビやインターネット等のさまざまな手段での情報伝達手段を確保するとともに、災害時に支援が必要な人の把握、対応を進めています。

地域の人口減少や高齢化などにより、消防団員の確保が困難になっているとともに、高齢者を狙う犯罪、高齢者による交通事故の発生など、さまざまな側面から、安全・安心への対応が必要となっています。

#### 施策のキーワード

生活・交通安全対策／防災・防災体制／防犯・防犯・再犯防止対策／消防・救急医療

## 基本目標3 自然と共生し、快適なまち

本市は、北長門海岸国定公園など、豊富で多様性のある自然環境を有しています。特に油谷地区の棚田については、令和元(2019)年に全国棚田サミットが開催されたことを受け、令和2(2020)年には指定棚田地域に指定されました。しかし、人口減少などによる耕作放棄地の増加なども懸念されており、保全を進めていくことが求められています。

また、市内の景観保全については「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき取組を進めています。さらに「長門湯本温泉景観協定」を認可し、住民主体の温泉街にふさわしい景観づくりを推進しています。こうした景観保全の周知・啓発を行い、協働による景観保全を進めていくことが求められています。

地球温暖化防止については、近年の豪雨災害など、その影響の可能性が示唆されています。本市の基幹産業の一つである漁業においても漁場の環境変化などによる影響が懸念されています。

平成27(2015)年のパリ協定を受け、世界的に省エネルギーやカーボンニュートラルの取組が加速していますが、これらの取組は、地方の市民一人ひとりが意識をもって取り組んでいく必要があります。本市においては廃棄物の削減や太陽光発電の導入、電気自動車の普及促進などを行っており、更に市民意識の醸成を行うことが必要となっています。

都市インフラの整備については、水道設備を始め、公園設備、スポーツ施設など、早期から整備をしてきた施設が老朽化しており、維持管理を計画的に行うことが求められています。特にケーブルテレビ網など、放送設備や伝送路が老朽化しており、市内全域に光ファイバー網を整備するなど情報通信基盤の整備を進めています。ライフサイクルコストの縮減やストックマネジメント計画などにより、計画的な改修・更新を進めています。地域の人口減少などによる使用量、利用料の減少が続いており、今後の大きな課題となっています。

### 施策のキーワード

公共施設・インフラ整備／小さな拠点／公共交通網整備／住環境整備／景観整備／循環型社会／自然保護／省エネルギー・地球温暖化防止／カーボンニュートラル

## 基本目標4 地場産業が活躍する、活力あるまち

本市では、令和2(2020)年度に「ながと6G構想」を策定し、将来に向けた最新技術と経済振興の融合に早くから取り組んでいます。また、農林水産業、食品加工業など、第一次産業を基幹とする6次産業化をはじめ、農地の集約や有効活用を進めるための「集落営農法人」の育成や拡大、林業の成長産業化、海洋、温泉リゾートを中心とした観光産業の振興など、多様な側面からの産業の活性化が望まれています。

こうした中、「ながと物産合同会社」や「長門市しごとセンター」「ながとラボ」の設立をはじめ、道の駅・海の駅「センザキッチン」のオープン、長門湯本温泉のリニューアルなど、近年は大きな変化をみせています。これらが相互に連携し、経済の相乗効果を得られるよう、積極的な施策展開を行う必要があります。

また、近年は、元乃隅神社などのSNSへの露出を契機にインバウンド観光の推進を図っていましたが、令和2(2020)年からの新型コロナウイルスの世界的な流行により、本市の観光業も大きな打撃を受けています。アフターコロナを見据え、満足度の高い充実した長門の観光振興への多様なアイデアを実現していくことが必要です。

### 施策のキーワード

企業誘致／雇用促進／商工業振興／農林水産業・担い手育成／6次産業・ブランド化／観光振興・インバウンド／市街地再生・商業振興

## 基本目標5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

本市の少子・高齢化などを背景に、学校の統廃合が行われるなど、義務教育を巡る状況も変化しています。こうした中、中学校区を基本として「長門みずゞ学園構想」を展開し、小中一貫した9年間の教育を推進しています。生涯学習においては、公民館と図書館における事業を強化し、ライフステージに応じた学習機会の充実に取り組んでいます。また、市民参画による教育支援ネットワーク「地域協育ネット」が確立され、コミュニティ・スクールと一体的な活動に取り組んでいます。さらに、スポーツについては、「総合型地域スポーツクラブ」が4団体設立され、地域に根ざしたさまざまなスポーツの推進に取り組んでいます。

こうした教育・学習における連携や市民協働の取組を一層促進することが求められています。

文化振興については、少子高齢化に伴い、地域の伝統や文化財の保存、継承が困難なケースもみられることから、今後の文化財保存・活用に向けた計画的な取組が必要となっています。

本市では、童謡詩人の金子みすゞや洋画家の香月泰男などの偉人を輩出しており、それぞれ記念館や美術館を整備し、情報発信を行っています。これらの文化鑑賞、芸術鑑賞の機会を増やすとともに、さまざまな市の事業との連携を進めるほか、後進の育成に向けた取組が求められます。

### 施策のキーワード

学校教育・教育環境／文化財保護活用・歴史／スポーツ活動／生涯学習

## 基本目標6 支えあい、地域を担う協働のまち

本市では、平成28(2016)年度に「第2次ながと協働アクションプラン」を策定し、市民参画による地域の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいます。本市の高齢化率は44%に達し、地域活力の主力が老年世代となることから、「健幸」づくりと連携し、健康な高齢者を増やすことが地域の維持にもつながっています。

地域の過疎化を遅らせるためにも、移住・定住施策は重要な位置づけとなっていますが、従来の周知広報型の施策では限界があるため、地域コミュニティや地域団体の主導による周知施策を検討する必要があります。

新型コロナウイルスの世界的な流行により、地域コミュニティのあり方にも大きな変化が訪れています。大規模な集会や催しが敬遠され、新しい生活様式のもとでの地域協働を模索している状況となっています。地域生活におけるDXの推進を始め、ニューノーマル社会に対応した新しいコミュニティを形成することが求められています。

また、SDGsの考え方の浸透もあり、男女共同参画への関心が高まりつつあります。本市では女性の就労割合も高く、出産、子育ての後にも働く希望をもつ女性が多くいます。また、多様な性に対する考え方についても、普及・啓発が必要となっています。これから就労する若い世代の男女についても、グローバルな視点で男女共同参画を学び、未来に活かしていけるよう、啓発活動が重要となっています。

### 施策のキーワード

地域共生社会・協働／市民活動／地域コミュニティ／人権・男女共同参画／定住促進／シビック・プライド／ニューノーマル社会

## 基本目標7 効率的で効果的な行財政運営

行財政運営においては、将来にわたって持続可能な公共サービスを提供することが第一の目的となっています。

人口減少が続く中、本市の生産年齢人口も減少するとみられており、税収にも影響が出てくるものと考えられます。また、平成の市町村合併による合併特例債についても本計画期間の令和6(2024)年度までとなっており、あらゆる分野において行財政運営の効率化・安定化に努め、一層の「選択と集中」により、財源の確保に努めていくことが必要です。

また、令和7(2025)年の大阪・関西万博を機にデジタル技術を活用した新たな社会への期待感が高まっています。こうした世界的なデジタル化への対応を図り、スマート自治体の実現を早期に実現することにより、人材の有効活用や業務軽減を図ることが必要となっています。

### 施策のキーワード

行政サービス／行政経営／職員育成／広域連携・国際連携／スマート自治体／ニューノーマル社会

## 6 後期基本計画の視点

令和の時代となり、新型コロナウイルスによる生活の変化や、全国的な防災・減災の意識の高まり、少子高齢化による社会変化が現実のものとなるなど、本市を取り巻く社会的な変化は大きなものとなっています。

本市においては、成長戦略計画に基づいた各種事業、企業誘致・起業支援、新庁舎落成を始め、前期計画期間では、長期間をかけて取り組んできた施策が達成したものが多くあります。こうした中、後期計画においては、それらの新たな資産を活かし、市全体、及び各地域の振興につなげ、目指す将来像を達成していく地道な取組が必要となっています。

こうした中であって、5年後の計画満了期間だけではなく、本市の未来の姿を目標におき、そのための取組を始めていくことを本計画の位置づけとして加えていくことが必要となります。

### ① 新たな産業振興構想「ながと6G構想」

近年では、経済のグローバル化やICT化が急速に進み、併せて、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により新たな日常(ニューノーマル)への対応が求められる等、社会情勢が激変しています。このような背景の中、将来を見据えた新たな視点での産業政策を取りまとめ、地域経済活性化の指針とするとともに、産業振興を通じて、地域課題の解決やさらなる地域の魅力創出につなげるため、「ながと6G(シックスジー)構想」を策定しました。本構想に基づき、関連計画と連携し、新たな産業や事業等の創出、既存事業の見直しを行います。

### ② デジタル化社会に対応したICTの活用

世界規模でICTによる技術革新が進む中、行政においても業務のデジタル化、省力化による市民サービスの利便性向上を図ることが求められています。本市においてもデジタル技術を活用した地域課題の解決と新たな価値創造により、持続可能な地域づくりの取組を推進することを基本理念とした長門市DX(デジタルトランスフォーメーション)推進方針を掲げ、スマート自治体への取組を積極的に進めます。

本市のデジタル化施策として、「行政のデジタル化」「しごと・くらしのデジタル化」の2つを柱とし、市政の各分野で取組を展開します。また、行政手続きのオンライン化やワンストップ化などによる行政サービスの利便性向上、AI・RPAなどの活用による業務効率化によりスマート市役所の構築を進めます。

また、市内全域の高速通信網の整備を促進し、ICT、IoTをすべての市民が活用できるよう環境づくりを進め、教育や医療、福祉などの市民生活や産業などあらゆる分野で活用します。

### ③ 持続可能な開発目標(SDGs)の視点

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、“誰一人として取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。

本市では「長門市SDGs推進指針」を定め、全庁的にSDGsの理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常にSDGsに示される17のゴールと169のターゲットを意識することによって、政策形成能力の向上を図るほか、市民や事業者などへの周知啓発に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの理念や視点を反映させながら、政策や施策に取り組んでいきます。

